

令和7年度 長井市訪問看護事業計画（案）

1 訪問看護事業および介護予防訪問看護事業の推進

(1) 訪問看護事業および介護予防訪問看護事業の実施について

新規依頼をすべて受け入れられる安定した体制を整えます。利用者は、がん末期や難病、身体に障がいがある方、医療的ケア児など対応やニーズも多種多様化しています。ニーズを把握しながら看護サービスを提供していきます。

(2) 24時間対応訪問看護(※)の実施について

※ 24時間対応訪問看護とは、訪問看護利用者に限り、平日の時間帯も含め、時間外（夜間・早朝・休日等）に緊急な対応が必要な状況になった場合、電話連絡を受け、必要と判断した際に訪問し、看護サービスを提供するもの。

24時間対応看護の申し込み数は増加しています。また、末期がんや医療依存度の高い利用者も増えています。主治医との連携を図りながら、全ての利用者に申し込みをしてもらえるよう利用開始時に丁寧な説明を行い、利用拡大につなげていきます。医療保険利用者の利用率の高まりから、24時間対応の重要性を鑑み、より利用しやすい看護としていきます。

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護実施事業所との業務委託契約の継続について

(株) take da が運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護「えがお」の訪問看護の部分を担っています。今年度も業務委託契約を継続し、利用者への訪問看護サービスを提供します。

2 訪問看護ステーションの体制強化

(1) 書面揭示事項のウェブサイトへの掲載について

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として、事業所の見やすい場所への掲示が義務づけられていましたが、令和7年度からは、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（ホームページや情報公表システム上）に掲載・公表しなければなりません。

当ステーションにおいても、ホームページを整備し、運営規程の概要やプライバシーポリシー等を掲載・公表していきます。

(2) 職員の研修の充実について

山形県訪問看護総合支援センターをはじめとする各関係機関の研修会に積極的に参加し、研鑽に努めていきます。

(3) 事業所自己評価ガイドラインを用いた課題抽出について

事業所自己評価ガイドラインを活用し、当ステーションの事業所評価を実施しています。訪問看護サービスは外部評価等の第三者評価は義務付けられていませんが、自主的・積極的に自己評価を実施することが重要です。毎回同じ視点で評価できるよう、経年的に客観視して、課題が明確になることで、今後の取り組みにつなげていきます。

(4) 利用者対象の訪問看護利用者満足度調査の実施について

主観的な評価でなく、調査票を用いて定量的な評価に努めます。調査結果を反映させながら、利用者やニーズを把握し、サービスの向上や利用者からの評価の向上に努めていきます。

(5) リスクマネジメント(危機管理)への取り組みについて

訪問看護の利用に際し、看護サービスに関しての説明を丁寧に行い、継続して利用していただけるよう信頼関係を築いていくことが大切です。業務を取り巻く様々なリスクを予見し、そのリスクがもたらす損失を予防するための対策を講じます。また、万が一、事故等が発生した場合の事後処理対策を効果的、効率的に講じることによって、事業の継続と安定した業務ができるようにしていきます。

(6) 関係機関との連携の強化について

公立置賜長井病院内に設置されている長井市地域包括支援センター支所、長井市西置賜郡医師会地域在宅医療連携推進室と連携し、家庭と病院、診療所、福祉施設等を結ぶ地域包括ケアシステムの推進を図っていきます。退院後訪問など、長井病院との連携も強化していきます。

(6) 他の訪問看護ステーションとの連携

山形県訪問看護総合支援センターで運営しているチャットワークの活用、定期的な置賜支部会議への参加により、他の訪問看護ステーションとの情報交換・情報共有を行っています。

(7) 広報・啓発活動の推進について

- ① 訪問看護の利用を希望する方や各関係機関への理解を深めていただくために、パンフレットにて、周知や説明を行います。
- ② 研修会や諸会議へ足を運び、業務内容や実績等の説明を行い、利用拡大に努めます。
- ③ 市報や各関係機関の広報誌を活用し、訪問看護についての啓発を行います。

3 法定研修について

介護保険法上、事業者が実施しなければならない取り組みです。訪問看護に関して以下の3つの取り組みが完全義務化されました。それぞれに委員会の開催や研修・シミュレーションを定期開催していきます。

(1) 感染症・災害に対する業務継続計画(BCP)

年1回の周知研修と感染症や自然災害発生を想定したシミュレーションを実施します。

(2) 感染症対策委員会

6か月に1回の委員会の開催と年1回の指針に基づいた研修・訓練を実施します。

(3) 虐待防止検討委員会

年1回の委員会の開催と指針に基づいた研修・訓練を実施します。

4 その他の事業

(1) 実習指導事業について

訪問看護事業の実際と理解を深めていただくため、医師や医学生、看護師等の実習や見学等を受け入れていきます。